

広島県高等学校体育連盟卓球専門部規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本専門部を広島県高等学校体育連盟卓球競技専門部と称する。(以下本専門部と略称する。)

第2条 本専門部の事務局を専門部委員長在任の学校に置く。

第2章 目的

第3条 本専門部は、全国高等学校体育連盟卓球専門部の目的とすることを具現化し、広島県卓球協会ならびに協会加盟の各団体と連携し、本県高等学校卓球競技の健全な発達を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 本専門部は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- 1 高等学校生徒の卓球競技に関する指導奨励。
- 2 高等学校生徒の各種大会・講習会の開催。
- 3 高等学校生徒の卓球競技に関する調査・研究。
- 4 競技力向上及び指導者養成に関する事項。
- 5 関係諸団体との連絡調整。
- 6 その他本専門部の目的達成に必要な事業。

第4章 組織

第5条 本専門部は広島県高等学校体育連盟に加盟し、本専門部に登録した学校を持って組織する。

第5章 役員

第6条 本専門部に次の役員をおく。

- | | | | |
|-----------------------|--------------|----------|-------------|
| 1 部長 1名 | (2 副部長 若干名) | 3 委員長 1名 | (4 副委員長若干名) |
| 5 (常任) 委員 若干名 (会計を含む) | 6 監事 (監査) 2名 | | |

第7条 役員を選出方法は次のとおりとする。

- 1 部長（・副部長）は、広島県高等学校校長協会の推薦を受け、会長が委嘱する。
- 2 委員長（・副委員長）は、専門部総会で選出し、部長が委嘱する。
- 3 (常任) 委員は、専門部総会で互選する。
- 4 監事は、委員長が委嘱する。

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第9条 役員任期途中で欠員が生じた場合、必要により改選・補充するものとする。

第10条 役員職務は次のとおりとする。

- 1 部長（・副部長）は、本専門部を代表し、その職務を統括する。
- 2 委員長（・副委員長）は、本専門部の運営全般を統括する。
- 3 (常任) 委員は、本専門部の運営にあたる。
- 4 監事は、本専門部の会計監査にあたる。

第 11 条 本専門部の役員は、学校教育法 50 条・第 1 項に規定する学校長・教頭・教諭の職にあるものがあたることを原則とする。

第 6 章 会議

第 12 条 本専門部の運営を円滑にし、充実したものとするために次の会議を開催するものとする。

- 1 専門部総会、専門部委員会は部長が招集し、審議決定する。
- 2 専門部総会 役員および本専門部加盟校の顧問で構成し年 1 回以上開催する。
- 3 専門部委員会 委員で構成し年 3 回開催する。ただし、緊急に協議すべき事項が発生した場合等は必要に応じて開催する。
- 4 各会議は構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立し、過半数の同意において決定する。

第 7 章 会計

第 13 条 本専門部の経費は、広島県高等学校体育連盟運営費、補助金、その他をもってあてる。

第 14 条 本専門部の予算決算は、委員会、専門部総会の議を経て監査をうけ、部長の承認を得るものとする。

第 15 条 本専門部の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 附則

第 16 条 本規約は、専門部総会の議決により改正することができる。

第 17 条 本規約は平成 28 年 4 月 1 日より実施する。